

「全国ローバースカウト会議」憲章

第1条（名称）

1. この組織は、全国ローバースカウト会議と称する。
2. 英文表記は、Rover Scout Council of Japan とし、略語として RCJ と称する。

第2条（目的）

ローバースカウトは、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程 7-31 に定められた目標に基づいて活動することで、自らの有為の生涯を築き、社会に奉仕する精神と体力を養うことが求められている。

そこで、この組織はローバースカウト同士の情報交換の場の提供や提言活動などを通して、全国のローバースカウトの活動を活性化させ、ひいてはボーイスカウト運動の発展に寄与することを目的とする。

第3条（設置）

この組織は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）スカウト教育推進会議（以下「教育推進会議」という）の下に設置される。

第4条（構成）

1. この組織は、18 歳以上 25 歳以下で、ローバースカウト又は指導者として日本連盟に加盟登録する者の加入によって構成する（以下「構成員」という）。
2. 但し、加入を望まない者は、その旨を申告することで加入を辞退することができる。

第5条（事業）

この組織は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 全国ローバースカウト会議の開催
- (3) 情報の発信、情報交換の場の提供

- (4) 青年の全国的なネットワークの構築による各活動の支援
- (5) 日本連盟への提言や事業参画
- (6) その他必要な事業

第6条 (総会)

- 1. この組織は、原則1年に1回日本連盟の全国大会に併せて総会を開催する。
- 2. 総会は都道府県連盟（以下「県連盟」という）の代表者の参加によって行い、すべて公開するものとする。
- 3. 各県連盟の代表者は、発言し、決議に加わる。
- 4. 決議については、各県連盟代表者（委任状による参加も含む）の過半数の賛成をもって可決する。
- 5. 総会における決議事項は次の通りとする。
 - (1) 前年度の事業報告
 - (2) 運営委員の選出
 - (3) 当年度の事業計画
 - (4) その他重要な事項

第7条 (県連盟代表者)

- 1. この組織は、事業の遂行にあたり、各県連盟に代表者を定める。
- 2. 県連盟代表者は各県連盟に1名とし、任命は各県連盟に一任する。
但し、県連盟代表者は当該県内である程度の活動を行う、当該県連盟の代表者として望まれる資格を有する者とする。
- 3. 任期は当該年度の4月1日に始まり、翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない
- 4. 県連盟代表者は積極的に所属県連盟の構成員と連絡を取り、他県連盟の代表者と意見・情報交換を行い、この組織の目的達成を目指す。
- 5. 県連盟代表者がその責務を全うできないときは、県連盟から新たに任命された者へ交代することができる。
- 6. 県連盟代表者が3項で定められた任期で選出されていない県連盟に関して、該当県の承認後、該当ブロック代表の承認のもと中途参加であることができる。

7-6 施行細則

別途、中途参加者用の申し込み用紙を記入し日本連盟事務局の RCJ 担当へ提出する。

第8条 (ブロック)

都道府県連盟が、効果的な施策の実施に向けて、RCJ及び、近隣地区との密接な連絡調整を図り、スカウト活動の発展を期するために、全国を区分しブロックを設ける。

第9条 (運営委員会)

1. この組織は、運営を円滑に行うために運営委員会を設置する。
2. 運営委員会には運営委員、アドバイザーの他、議長の指名する者が参加できる。
3. 運営委員会は必要に応じて議長が開催する。
4. 運営委員会の構成は次の通りとする。

(1) 議長 (1名)

総会、運営委員会をまとめ、RCJを代表する。

任期は1年とし、再任を妨げない。

(2) 副議長 (2名)

議長を補佐し、議長が不在のときはこれを代理する。

任期は1年とし、再任を妨げない。

(3) 運営委員 (9名以下)

運営委員会の中で必要とされた役務を分掌して担当する。

任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 (運営委員の選出)

1. この組織は、運営委員会の委員を総会において選出する。
2. 選出する運営委員は、次の通りとする。
 - (1) 日本連盟定款第56条に定めるブロックから各1名。
 - (2) 前年度運営委員から選ばれた2名を含めた、RCJの活動を推進する者で、その合計数がブロックの代表の数を超えない。
3. 運営委員会の中から本憲章9-4に定める構成を互選によって決める。

第11条 (アドバイザー)

1. この組織は、運営に係わる助言を求める者としてアドバイザーを選任することができる。
2. アドバイザーは青年を教育するに足る品性と経歴を有する者で、年齢は30歳以上が望ましい。
3. 人数は若干名とし、運営委員会で選出し、日本連盟コミッショナーが任命する。
4. 任期は1年とし、再任を妨げない。

第 12 条（青年参画）

1. この組織は、青年の意思決定への参画を促進する。
2. RCJ 議長は青年の代表として、教育推進会議の構成員（教育規程 6-2 (11)青年代表者）となる。

第 13 条（事務局）

この組織は、事務局を日本連盟事務局内におく。

第 14 条（経費）

1. この組織にかかる費用は日本連盟支出金、寄付金、自己活動創出金などをもってあてる。
2. RCJ の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 15 条（憲章改定）

憲章改定については、総会の決議で決定する。

第 16 条（付則）

本憲章は平成 24 年 5 月 27 日をもって成立し、施行する。

本憲章は平成 25 年 5 月 26 日をもって改定し、施行する。

本憲章は平成 27 年 5 月 30 日をもって改定し、施行する。

本憲章は平成 30 年 5 月 26 日をもって改定し、施行する。